

北本市地名地番整備審議会規則

昭和56年12月25日

規則第36号

注 平成20年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和56年条例第26号)第3条の規定に基づき、北本市地名地番整備審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営に関する事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、常任委員及び臨時委員若干人で組織する。

2 常任委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市内の公共的団体等の役員又は職員 3人以内
- (2) 市の教育委員会の委員 2人以内
- (3) 知識経験者 7人以内
- (4) 市職員 4人以内

3 臨時委員は、地名地番整備実施区域の代表者を市長が委嘱する。

(任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、常任委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該委員の代表区域の地名地番整備が完了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席常任委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(平20規則7・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、北本市地名地番整備審議会条例(昭和46年条例第19号)により任命されている北本市地名地番整備審議会委員は、この規則により委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、当該審議会条例により任命された日までとする。

附 則(昭和58年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年5月1日から適用する。

附 則(昭和59年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第18号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第13号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。